

自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

1 目 的

保健所に設置されている自動体外式除細動器（AED）を県内で開催されるイベント等に貸し出すことにより、心停止に陥った参加者の救命率を向上させる。

2 貸出機種

ハートスタートHS 1（株式会社フィリップス・ジャパン）

3 貸出要件

以下の要件を全て満たすこと。

- (1) AEDを使用する者は、医師、看護師、救急救命士又は「普通救命講習Ⅰ」以上の内容の講習の受講者であること。
- (2) イベント等は県内の住民を対象に開催されるものであり、かつその主催者は県内の居住者又は事務所が県内に所在する、企業、団体等であること。

4 貸出期間

1週間以内（目安）

5 貸出料

無料

6 申込書の様式

別紙のとおり。

7 その他

- (1) 貸出期間中にAED又はその附属品を毀損又は紛失した場合は、主催者は現物をもって弁償すること。
- (2) 貸出期間中にAEDを使用した場合、返却に当たって主催者は電極パッドを交換すること。
- (3) 貸出期間中、AEDのステータス・インジケータ（機器の右肩のサインで、正常時は黒の砂時計状態で点滅している。）が変化した場合、主催者は機器を使用せず速やかに保健所へ連絡すること。
- (4) 貸出期間中、使用目的のイベント等以外にAEDを使用することは認められないこと。
- (5) 貸出期間中にAEDを第三者へ転貸することを禁止すること。
- (6) 3の（1）にかかわらず、イベント等の開催期間中のAEDの使用者は、「普通救命講習Ⅱ」以上の内容の講習の受講者であることが望ましいことから、主催者の構成員にこれに該当する者がいないイベント等の場合、保健所は主催者に対して当該研修の受講を奨めること。
- (7) 本要綱上「普通救命講習Ⅰ」及び「普通救命講習Ⅱ」とあるのは、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日付日消防救第41号都道府県知事宛消防庁次長通知）の別表1及び別表1の2に掲載されている講習を示す。